審査基準

令和6年7月14日作成

法 令 名:銃砲刀剣類所持等取締法

根 拠 条 項:第9条の16第1項

処 分 の 概 要:クロスボウ射撃資格の認定

原権者(委任先):愛知県公安委員会

法 令 の 定 め:

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2 (許可の申請)、第5条第1項・第5項(許可の基準)、第9条の16第1項・第2項

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第11条(銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気)

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条(届出及び申請の手続)、第9条(申請書の様式等)、第10条(申請書に添付する医師の診断書)、第11条(申請書の添付書類)

暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則

審 査 基 準:別紙のとおり

標準処理期間:30日(行政庁の休日は含まない。)

申 請 先:申請者の住居地又は法人の事業場の所在地を管轄する警察署の

生活安全課窓口

問 合 せ 先:愛知県警察本部 生活安全部 保安課 銃砲危険物係

電話 052-951-1611 内線3176

備 考: